

議第百二号

岐阜県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

岐阜県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成三十年九月二十日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

岐阜県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年岐阜県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第三項中「第十五条の二の規定による人体から排出され」を「第十五条の三第一項第二号の病院、診療所又は前条の施設（施設告示第四号に定める施設を除く。）における厚生労働省令で定める」に、「人体から排出され」を「病院、診療所又は臨床検査技師等に関する法律第二十条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（昭和五十六年厚生省告示第十七号。次項において「施設告示」という。）に定める施設（第四号に定める施設を除く。）における検体検査の業務の適正な実施に必要なもの」に、「第十五条の二の規定による検体検査」を「第十五条の三第一項第二号の前条の施設（施設告示第四号に定める施設に限る。）における厚生労働省令で定める」に、「検体検査」を「施設告示第四号に定める施設における検体検査の業務の適正な実施に必要なもの」に、「第十五条の二の規定による医療機器」を「第十五条の三第二項の規定による医療機器」に、「第十五条の二の規定による医療機器」を「第十五条の三第二項の規定による第九条の八の二」に、「医薬品医療機器等法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「第十五条の二の規定による医療」を「第十五条の三第二項の規定による医療」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年十二月一日から施行する。

提 案 説 明

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。